広島県告示第千五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の森林を保安林予定森林にした。

令和八年十一月五日

広島県知事　横　田　美　香

一　保安林予定森林の所在場所

東広島市高屋町重兼一〇四七の二、一〇四八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

㈠　次の森林については、主伐は、択伐による。

高屋町重兼一〇四七の二・一〇四八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

㈢　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈣　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）